

**改正**

平成22年3月17日告示第33号

平成22年8月19日告示第135号

平成25年3月25日告示第24号

平成28年3月28日告示第41号

日野町障害者日中一時支援事業実施要綱

(目的)

**第1条** この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項および日野町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年日野町規則第29号）第26条第6号エに規定する日中一時支援事業について、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」）に定めるもののほか、必要な事項を定め、障害者および障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより障害者等に日中の活動の場を提供し、障害者等の家族の就労および日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(事業の実施)

**第2条** 町長は、この事業の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人または特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託して実施するものとする。ただし、当該社会福祉法人等は、法における指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていなければならない。

(対象者)

**第3条** この事業の対象者は、日野町に住所を有し、法第4条第1項および第2項に規定する障害者等であって、町長が支援を必要と認めた者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によりデイサービス等の同様のサービスを受けることができる者は、個別ケース会議において必要と認められた場合を除き、日中一時支援（以下「サービス」という。）の提供を受けることができない。

2 前項に定めるもののほか、発達障害児（者）、高次脳機能障害児（者）等であって、個別ケース会議等で認められた場合に限り、町長が特に必要と認める者をこの事業の対象とすることがで

きる。

(利用の申請)

**第4条** 事業を利用しようとする障害者等およびその保護者（以下「申請者」という。）は、日野町障害者地域生活支援事業利用申請書（別記様式第1号）により町長に申請するものとする。

(利用の決定等)

**第5条** 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、利用の可否を決定するものとし、利用の決定を行ったときは、日野町障害者地域生活支援事業利用決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、および日野町障害者地域生活支援事業受給者証（別記様式第3号）を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用の却下を決定した場合は、日野町障害者地域生活支援事業利用却下通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(利用決定の有効期間および更新申請)

**第6条** 前条の規定による利用決定の有効期間は、決定を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。ただし、申請者が18歳未満の場合は、18歳に達する日の前日の属する月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第28条に規定する障害福祉サービスにおいて1年未満の有効期間が決定されている場合については、手続きの利便性を配慮し、別に更新期間を定めることができる。

3 申請者は、有効期間満了後も引き続きサービスを利用するときは、有効期間満了日までの1月以内に第4条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の変更および廃止)

**第7条** 申請者は、次に掲げる事項に該当する場合は、日野町障害者地域生活支援事業登録変更（廃止）届（別記様式第5号）により速やかに町長に届出なければならない。

- (1) 申請者の住所を変更した場合
- (2) 申請者の心身の状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

**第8条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による利用の決定を取り消すことができるものとし、当該利用の決定を取り消したときは、日野町障害者地域生活支援事業取消し・中止通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- (1) この事業の対象でなくなった場合
- (2) 不正または虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不正と認めた場合

(利用の方法)

**第9条** 申請者がこの事業を利用しようとするときは、日野町障害者地域生活支援事業受給者証を第2条の規定により委託した社会福祉法人等の事業所（以下「事業所」という。）に提示し、利用契約を締結した上で、直接サービス提供の依頼をするものとする。

(費用)

**第10条** サービスを利用した者（以下「利用者」という。）は、要する費用のうち実費相当額を事業所に支払うものとする。

2 利用者は、材料費等が生じた場合は、事業所の請求に基づき前項の実費相当額とは別に負担するものとする。

3 利用者が支払う実費相当額については、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1の定めるとおり、その全部または一部を減免することができる。

- (1) 利用者の属する世帯が被保護世帯である場合
- (2) 利用者の属する世帯（障害者にあつては、当該障害者およびその配偶者をもって利用者の属する世帯とする。）が住民税非課税世帯である場合

(委託料)

**第11条** 町長は、次項の費用から前条の実費相当額を除いた額を事業所に対して支払うものとする。

2 事業所がサービスを提供した場合の費用の単価は、別表第2に定める基準額の単価とする。

(委託料の請求)

**第12条** 事業所は、前条の委託料を請求しようとするときは、日野町障害者地域生活支援事業請求書（別記様式第7号）に日野町障害者日中一時支援事業利用実績記録票兼明細書（別記様式第8号）を添えて町長に請求するものとする。

(実施状況の報告等)

**第13条** 町長は、事業の適正な運営を図るため、第2条の規定により委託した社会福祉法人等に対し、実施状況の報告を求め、調査を行うことができる。

(遵守事項)

**第14条** 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 事業所は、従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長および利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業所は、従業者、会計および利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した年から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所およびその従業者は、正当な理由なく職務上知り得た申請者に関する秘密を漏らしてはならない。当該従業者がその職を退いた後も同様とする。

(その他)

**第15条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**付 則**

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

**付 則 (平成22年告示第33号)**

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**付 則 (平成22年8月19日告示第135号)**

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

**付 則 (平成25年3月25日告示第24号)**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**付 則 (平成28年3月28日告示第41号)**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前に定める様式は、当分の間、必要な調整をして使用できるものとする。

**別表第1**（第10条関係）

日中一時支援事業の利用者の実費相当額基準表

区分	利用者の実費相当額の軽減割合（減免等）
生活保護 利用者の属する世帯が被保護世帯である場合	日中一時支援のサービスにかかる実費相当分としての経費の全部を免ずる。
低所得 利用者の属する世帯が市町村民税非課税世帯である場合	日中一時支援のサービスにかかる実費相当分としての経費の全部を免ずる。
一般世帯 利用者の属する世帯が町民税課税世帯である場合	減免なし。

備考 いずれの場合も利用者は、材料費等が生じた場合は、事業所の請求に基づき別に負担するものとする。

**別表第2**（第11条関係）

日野町障害者日中一時支援事業単価表

区分	支援に要する時間	単価
基本単価	4時間未満	4,000円
	4時間以上6時間未満	5,000円
	6時間以上	6,000円
重度加算後の単価	4時間未満	5,500円
	4時間以上6時間未満	6,500円
	6時間以上	7,500円

備考 重度加算後の単価は、障害程度区分が5または6の障害者およびこれに準じる障害児ならびに児童相談所において重症心身障害児の認定を受けている児童がサービスを利用した場合に当該単価により算定するものとする。

別記様式第1号（第4条関係）

日野町障害者地域生活支援事業利用申請書

年 月 日

日野町長 宛

日野町地域生活支援事業（日中一時支援事業）を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			生年月日			
	氏名	印		個人番号			
	住所	電話番号					
フリガナ			生年月日				
支給申請にかかる児童氏名			続柄				
身体障害者手帳	番号	障害程度	級	療育手帳	番号	精神保健福祉手帳	
	障害の部位				障害程度		番号
他のサービス利用状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分	1・2・3・4・5・6	有効期間	
		他のサービスの利用状況 居宅介護（身体介護・家事援助・通院介助有・無・乗降介助）・行動援護・短期入所・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・生活介護・その他（ ）					
介護保険	介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護1・2・3・4・5			
		他のサービスの利用状況					
申請の種類・内容	日中一時支援事業	内容					
		内容					
		内容					
所得状況	ア 生活保護世帯						
	イ 町民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額および障害基礎年金等の収入が80万円未満のもの						
	ウ 町民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額および障害基礎年金等の収入が80万円以上のもの						
	エ 町民税課税世帯						

地域生活支援事業のサービス受給に際し、必要のあるときは障害程度区分・支給量等の決定において、認定調査内容、主治医意見書、判定結果等を関係機関に提示することに同意します。また、自立支援給付および本人・扶養義務者の所得の状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認することを承諾します。

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

別記様式第 2 号 (第 5 条関係) (略)

別記様式第 3 号 (第 5 条関係) (略)

別記様式第 4 号 (第 5 条関係) (略)

別記様式第 5 号 (第 7 条関係) (略)

別記様式第 6 号 (第 8 条関係) (略)

別記様式第 7 号 (第 12 条関係) (略)

別記様式第 8 号 (第 12 条関係) (略)